

医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程(案)

(通則)

第1条 医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「医療技術・サービス拠点化促進補助金（医療拠点化促進実証事業）交付要綱 20150326財情第2号」第2条にあるように、我が国が高い競争力を有する医療技術とサービスが一体となった戦略的な医療拠点整備を計画する医療機関や医療関連企業等の団体を支援するための事業（以下「補助事業」という。）を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）の費用を補助することによって、日本式医療の海外展開を促進させることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 一般社団法人Medical Excellence JAPAN（以下「ME J」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてME Jが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別表1の条件を満たしていること。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、様式第1による補助金交付申請書に様式第2による補助事業概要説明書を添えて、ME Jに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子申請等)

第5条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第10条第2項の規定に基づく実施契約締結の届出、第11条第1項の規定に基づく権利の譲渡若しくは承継の承諾の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告又は第20条第3項の規定に基づく処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の4第1項の規定に基づきME Jが定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請等を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録（適正化法第26条の3の規定に基づきMEJが定めるものをいう。以下同じ。）に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内にMEJ宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。
- 3 MEJは、第1項の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定、第9条第1項の規定に基づく承認、第11条第1項の規定に基づく承諾、第12条の規定に基づく指示又は第20条第3項の規定に基づく承認について、補助事業者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。
- 4 MEJは、第8条第2項の規定に基づく閲覧要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第17条第3項及び第18条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第17条第2項の規定に基づく返還命令、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第19条第4項の規定に基づく納付命令（第20条第4項において準用する場合を含む。）について、補助事業者が電磁的方法による通知を受けることを申し出たときに限り、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

（交付決定の通知）

第6条 MEJは、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 MEJは、第4条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 MEJは、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書をMEJに提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、MEJの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第5による申請書をMEJに提出しなければならない。

Jに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ① 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - ② 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 ME Jは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 ME Jは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 ME Jは、第2項の承認に際して、予め経済産業省と協議を行うものとする。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、ME Jに届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をME Jの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 ME Jが第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がME Jに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、ME Jは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がME Jに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) ME Jは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) ME Jは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、ME Jが行う弁済の効力は、ME Jが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書をMEJに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、MEJの要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書をMEJに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書の正本をMEJに、副本を経済産業省に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書をMEJに提出しなければならない。
- 3 補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、MEJは期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 MEJは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

- 2 MEJは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 MEJは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書の正本をMEJに、副本を経済産業省に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書の正本をMEJに、副本を経済産業省に速やかに提出しなければならない。

- 2 ME Jは、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 ME Jは、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本規程に基づくME Jの処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 間接事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 ME Jは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 ME Jは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 5 第2項の規定に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。
 - 6 ME Jは第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更する場合には、経済産業省及びME Jに対して協議しなければならない。

(加算金の計算)

第19条 ME Jは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 ME Jは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 ME Jは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の

目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第12による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 MEJは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をMEJに納付させることできる。

(財産の処分の制限)

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及び他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による財産処分承認申請書をMEJに提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の納付)

- 第24条 MEJは、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第14により速やかにMEJに報告しなければならない。
 - 3 MEJは、前項の報告があった場合には、還付をうけた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(補助事業者の義務)

- 第25条 補助事業者は本補助事業を遂行するにあたり以下の義務を負う。

1. 当該診断・治療に関して日本国内での十分な実績・経験を有することを前提として、医師法や医療法等の医事法制及び厚生労働省や学会等が定めるあらゆるガイドラインを遵守して患者の診断・治療を行うこと。また、外国で当該診断・治療を実施する場合は、当該国の法令・ガイドラインを遵守すること。
2. 当該診断・治療を行う前に、インフォームドコンセントを十分に行い、患者等からの書面での同意を得ること。
3. 本事業に関連して、患者の死亡、健康被害や健康被害の恐れ等がある事案が発生した場合は、補助事業者が当該情報を入手した日から速やかにMEJへ報告すること。

(損害賠償等の責任)

- 第26条 補助事業者が本補助業務を遂行するために実施するあらゆる行為に起因して発生する損害賠償等については、全て補助事業者が負担し、MEJ及び経済産業省は負担しない。

(善管注意義務)

第27条 補助事業者は、本補助業務を MEJ の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(申請書等の事前確認等)

第28条 MEJ が必要と認めるときは、経済産業省職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第29条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、MEJ が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年 月 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

1. 以下の（1）及び（2）のいずれの要件も満たすこと。

（1）以下の、補助事業者の資格要件をすべて満たすこと。

- A. 医療の海外展開についての経験を有し、かつ、事業目標の達成および事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること
- B. 当該補助事業を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- C. 一般社団法人 **Medical Excellence JAPAN** と密接に連携できる体制を有していること

（2）以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと

不支給要件
①経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者
②次のいずれかに該当する事業者 イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制のあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所 ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所 ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所 ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所 ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所 ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所 ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所 チ イからニまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

別表 2

平成 27 年度 医療技術・サービス拠点化促進事業 医療拠点化促進実証調査費用		
補助対象 経費の区分	内 容	補助率
(1) 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費	
(2) 事業費		
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費	
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）	
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価等）	定額
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費	補助事業経費のうち、
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）	中小企業は 2／3 以内
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費	大企業は 1／2 以内
その諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、該当事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) - 運搬費（郵便料、運送代） - 翻訳通訳、速記費用	
(3) 委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約）	

(様式第1)

番号
年月日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
理事長 山本 修三 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
交付申請書

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うこととを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業の開始及び完了予定日

（開始予定日）平成 年 月 日

（完了予定日）平成 年 月 日

3. 補助事業に要する経費 円

4. 補助対象経費 円

5. 補助金交付申請額 円

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

経費の区分 経費の内訳	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
人件費	円	円	円
事業費	円	円	円
委託費	円	円	円
合計	円	円	円

7. 同上の金額の算出基礎

補助対象経費（●円）×補助率（1／2あるいは2／3）＝ 補助金交付申請額

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

住 所
氏 名 (法人の名称及びその代表者の役職・氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画 * 様式第1の詳細を記載のこと

(1) 補助事業の目的及び内容

- (イ) 事業名およびコンソーシアム名
- (ロ) 目的及び内容
- (ハ) 事業実施場所
- (ニ) 事業スケジュール

(2) 補助事業の実施期間

- (イ) 補助事業の開始(予定) 平成●年●月●日
- (ロ) 補助事業の完了(予定) 平成●年●月●日

2. 補助事業の内容

3. 補助事業の収支予算（共同申請の場合は事業者ごとの予算記入）

(1) 収入 (単位：円)

項目	金額
自己資金	
※起債又は借入金	
その他の	
補助金	
合計	

※当該起債又は借入に関する資金計画について分かる資料を添付すること。

(2) 支出

① 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者の負担額	補助金交付申請額
人件費				
事業費				
委託費				
小計				
その他				
合計				

② 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

(イ) 人件費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

(ロ) 事業費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

(ハ) 委託費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

(二) その他

(単位：円)

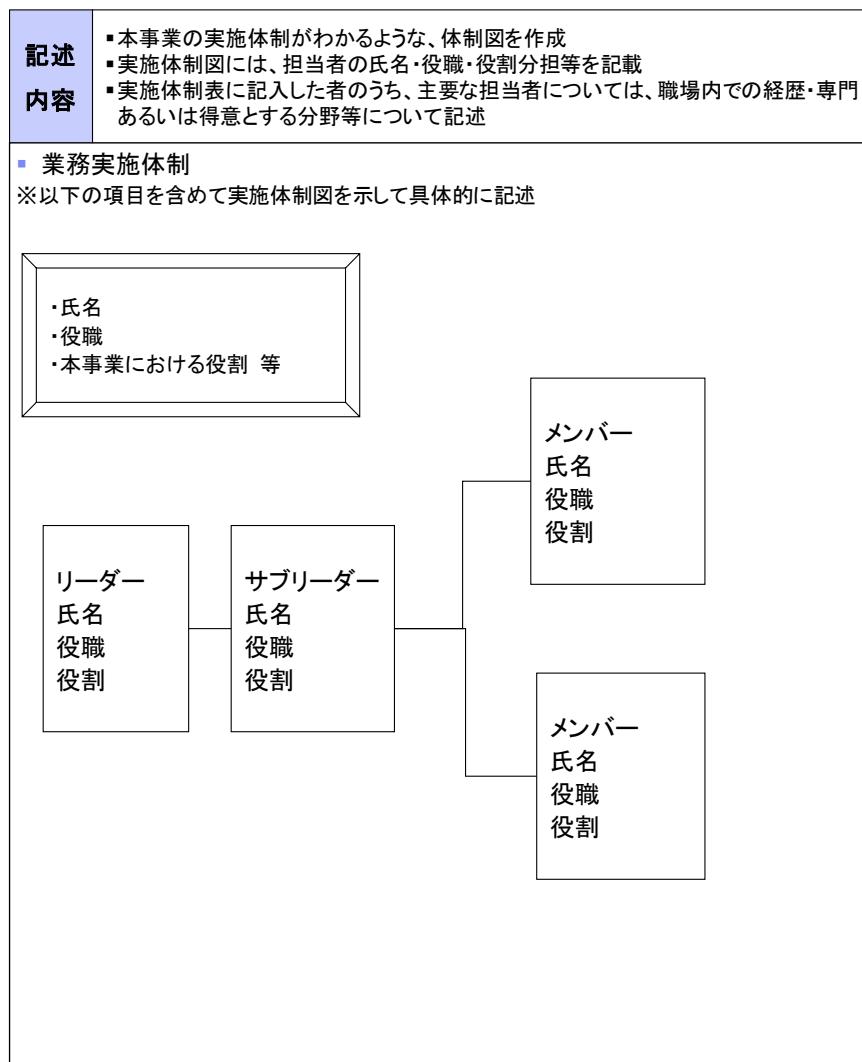
種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

- (注1) 「経費区分」は、人件費、事業費、委託費で分類します。
- (注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- (注3) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。なお、建屋の建設費や土地の取得費については「補助事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。
- (注4) 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

4. 実施体制図

実施体制図



5. 補助内容

事業名				
担当者 役職・氏名				
担当者 連絡先	Tel: Fax: E-mail:			
事業実施場所	○○国 (○○市) 等			
金額	補助事業に要する 経費	補助対象経費	補助金	補助率
	千円	千円	千円	

6. 補助事業者の概要

※各項目について直近決算年度末の数値を申請企業の単体ベースで記入

社名				
代表者 役職・氏名				
連絡先	Tel: Fax: E-mail:			
本社所在地				
設立年月日	西暦 年 月 日	決算月		
資本金	千円	従業員数		人
事業内容				
経営の状況 (赤字は○)	平成 22 年度の 決算	平成 23 年度の 決算	平成 24 年度の 決算	平成 25 年度の決 算 (実績・見込み) (↑いずれかに○)
営業利益	○or ×	○or ×	○or ×	○or ×
経常利益	○or ×	○or ×	○or ×	○or ×
当期純利益	○or ×	○or ×	○or ×	○or ×
主な出資者 (出資比率)	○○○(株) (60%) (株)△□○ (30%) (株)□○○ (1%)	【×】 【○】(中小企業の場合は○) 【×】		
B C P 作成の 有無	○or ×			

(作成責任者役職・氏名 : ○○事業部長 ○○ ○○ 印)

※印については私印で可。

以下に代表者を含めた役員全員を記載してください

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クンレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク 仔四郎	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

番号
年月日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

東京都千代田区一番町13番地
一般社団法人Medical Excellence JAPAN
理事長 山本 修三

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）については、医療技術・サービス拠点化促進事業補助金交付規程（平成24年2月2日制定。以下「交付規程」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに對応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. （補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び平成 年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程（番号。以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。（また、間接補助事業者の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いします。）

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. （補助事業者名）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. （補助事業者名）は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式1によりMEJに報告し、その指示に従わなければならない。（注1）

（注1）10. の付加価値税（VAT）に関する交付条件の付加は、補助事業者が海外で展示会等の実施を行うに当たり、VATについて補助金を交付する場合であって、還付制度が存在する場合に限り付すこととする。

(様式第4)

番 号
年 月 日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程第7条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。

(様式第5)

番号
年月日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
計画変更（等）承認申請書

平成 年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程
第9条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更を必要とする理由

3. 変更が補助事業に及ぼす影響

4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)

5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第6)

番号
年月日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN

理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
事故報告書

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程第12条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第7)

番 号
年 月 日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
状況報告書

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第8)

番号
年月日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
実績報告書

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入 (単位：円)

項目	金額
自己資金 補助金充当額	
合計	

- (2) 支出
(イ) 総括表 (単位：円)

区分	補助事業に要した経費		補助対象経費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額	実績額
合計								

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第19条第3項の規定に基づき、様式第13による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第9)

番 号
年 月 日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
精算（概算）払請求書

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第10)

番号
年月日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN

理事長 山本 修三 殿

補助事業者	住所	
氏名	法人にあっては名称	
	及び代表者の氏名	印

平成27年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規程第15条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第11)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの從物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第12)

取得財産等管理明細表（平成 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの從物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第13)

番号
年月日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN

理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
財産処分承認申請書

平成 年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

(様式第14)

番号
年月日

一般社団法人Medical Excellence JAPAN

理事長 山本 修三 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）
における海外付加価値税還付報告書

平成 年度医療技術・サービス拠点化促進事業補助金（医療拠点化促進実証調査事業）における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付規程第15条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。